

---

## 目 次

---

### 告示

○社会教育主事となる資格の認定について..... 5

---

## 告 示

---

### 北海道教育委員会告示第32号

次の者を、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があるものと認定した。

令和6年4月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

認定年月日	認定番号	住 所	氏 名
令和6年4月22日	北海道第448号	帯広市	石田幸成

